

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

令和三年七月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市花影町七番五十九

渡辺 好造

二 建築協定区域

埼玉県坂戸市花影町三百六十三番五外二十七筆